

1回目の加盟国協議に諮られているISPM案

# ISPM 6の改正

# 国内のサーベイランスシステム

(2009-004)

# サーベイランスとは？

病害虫の発生の有無、程度及び分布に関するデータを収集・分析するために調査すること

## 調査の具体例



空海港、畑、果樹園などに、罠(トラップ)を設置して、害虫をお引き寄せる



空海港、畑、果樹園などを定期的に巡回し、病害虫の有無を肉眼で観察



# サーベイランス結果の利用

---

- 病害虫リストの作成 (ISPM 19)
- 病害虫ステータスの決定 (ISPM 8)
- 病害虫無(低)発生地域の設定 (ISPM 4, 29)
- 病害虫の根絶活動 (ISPM 9)
- 輸入検疫要件の設定 (ISPM 2, 11)

# 基準を改正する背景及び期待できる効果

## 改正する背景

- 加盟国により解釈に迷うところがあるので、より詳しい内容にする必要性(現行の基準(ISPM 6)は1997年策定)
- これまでの加盟国のサーベイランスの経験や知見を基に新たな情報を追加

## 期待される効果

**加盟国がより効果的・効率的にサーベイランスを実施することができる**



## これまでの経緯

---

- 1997年11月 FAO総会で現行のISPM 6が採択
- 2010年3月 IPPC総会でISPM 6の改正が決定
- 2015年9月 専門家作業部会で原案作成  
タイトルを「サーベイランスに関する指針」から  
「国内のサーベイランスシステム」に変更
- 2016年5月 基準委員会が加盟国協議案として承認
- 2016年7月 1回目加盟国協議

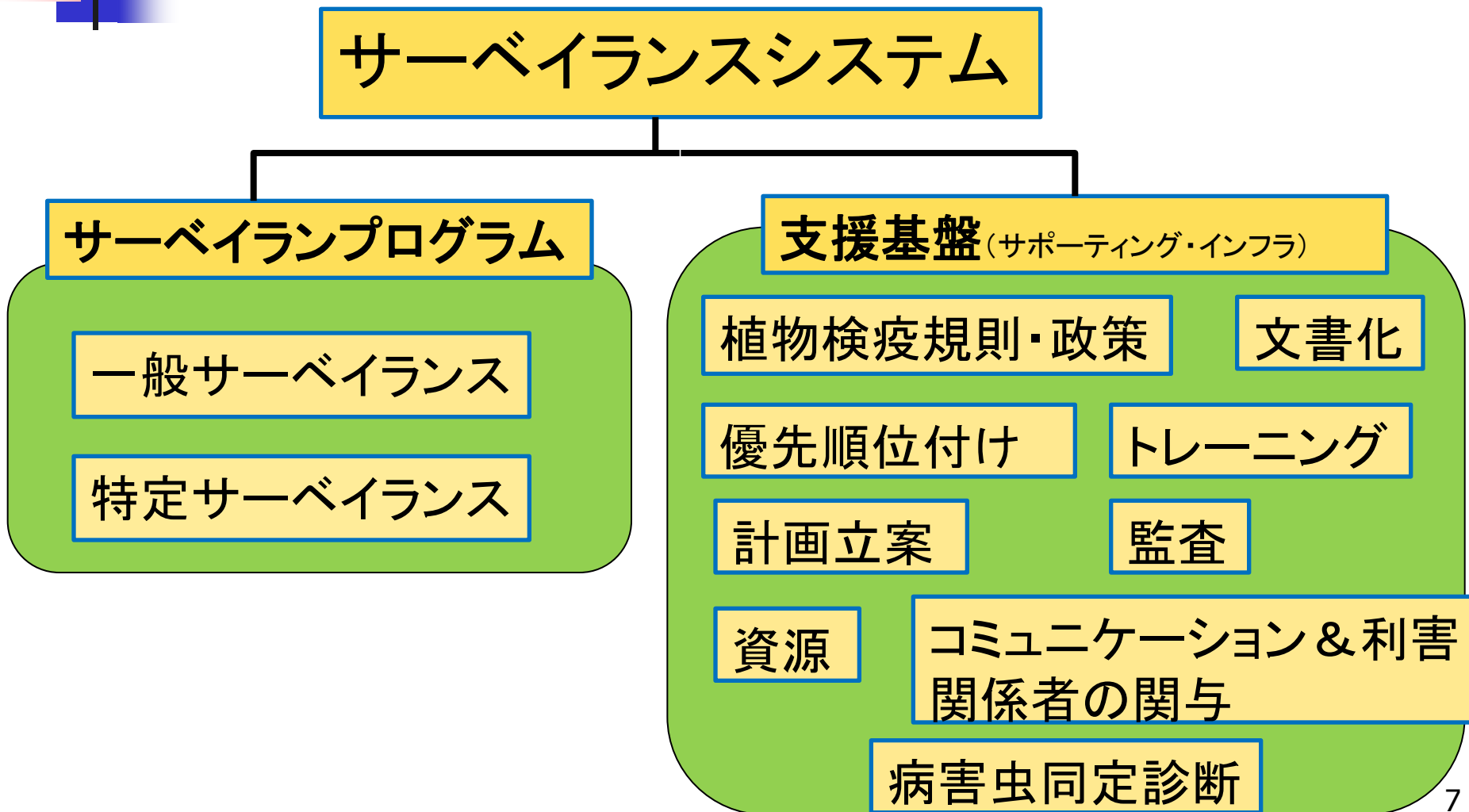


## 本基準の構成

---

1. 国内のサーベイランスシステムの構成要素
2. サーベイランスの設計
3. 情報管理システム
4. 透明性

# 1 国内のサーベイランスシステムの構成要素



# 1 国内のサーベイランスシステムの構成要素

## 支援基盤(サポーターング・インフラ)

1.1 植物検疫規則・政策	植物防疫機関の調査権限、財務確保、報告義務
1.2 優先順位付け	ニーズや費用対効果分析に応じた判断
1.3 計画立案	植物検疫規則・政策にも基づき立案
1.4 資源	人・財務・ハード面での資源が必要
1.5 文書化	一貫性・信頼性・促進に資するため文書化
1.6 トレーニング	従事者へのトレーニングの必要性
1.7 監査	植物防疫機関による定期的な監査
1.8 コミュニケーション&利害関係者の関与	植物防疫機関の内外に対するコミュニケーション&利害関係者の関与(ニュースレター等)
1.9 病虫害同定診断	同定診断業務は必須事項



## 2 サーベイランスの設計

### サーベイランスプログラム

#### 2.1 一般サーベイランス

植物防疫機関が県や研究機関が実施した調査の取りまとめ

情報源:

- 国・県の政府機関
- 研究機関 ○大学
- 学会・論文 ○生産者
- 一般人

#### 2.2 特定サーベイランス

植物防疫機関が自ら、空海港、畑、果樹園などで調査を実施

3種類の特定調査

(発生、境界設定、モニタリング調査)

特定の病害虫・寄主植物を対象に、病害虫・寄主植物の特性及び調査目的に応じて、特定の期間、場所、サンプリング方法で調査を実施



## 2 サーベイランスの設計

特定調査	目的	参考 (ISPM 案には記載されていない)
発生調査	病害虫の発生の有無を決定	<ul style="list-style-type: none"><li>• 侵入警戒調査</li><li>• 病害虫の無発生地域を設定するための調査</li></ul>
境界設定調査	病害虫の発生・無発生の境界線を設定	<ul style="list-style-type: none"><li>• 新規で発生が確認された病害虫について発生地点を中心に調査</li></ul>
モニタリング調査	病害虫の発生の程度を確認	<ul style="list-style-type: none"><li>• 緊急防除の防除区域内での調査</li><li>• 発生動向調査</li></ul>

## 3 情報管理システム

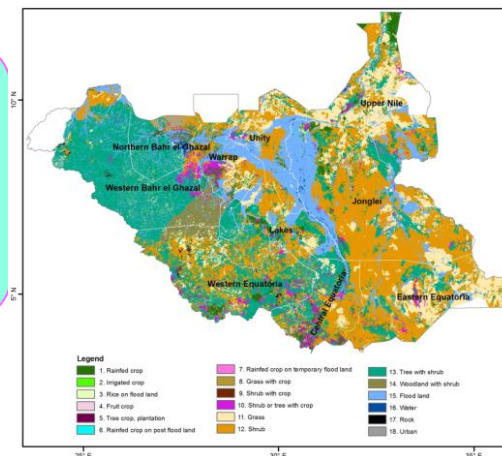
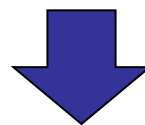
サーベイランスで収集した情報のデータベース化、  
分析、報告等のシステム構築

### 3.1 サーベイランス記録

- 病害虫の学名(属、科)
- 寄主植物(発育ステージ)
- 収集場所、方法、日付
- 同定方法、日付、同定者
- 情報源

### 3.2 分析・報告

マッピングツール、統計ソフトを活用した分析・報告



病害虫の行動や侵入の可能性予測



## 4 透明性

---

- 植物防疫機関は、要請があれば、病害虫の存在、分布あるいは非存在、及びサーベイランスを実施した方法についての情報を提供するべきである